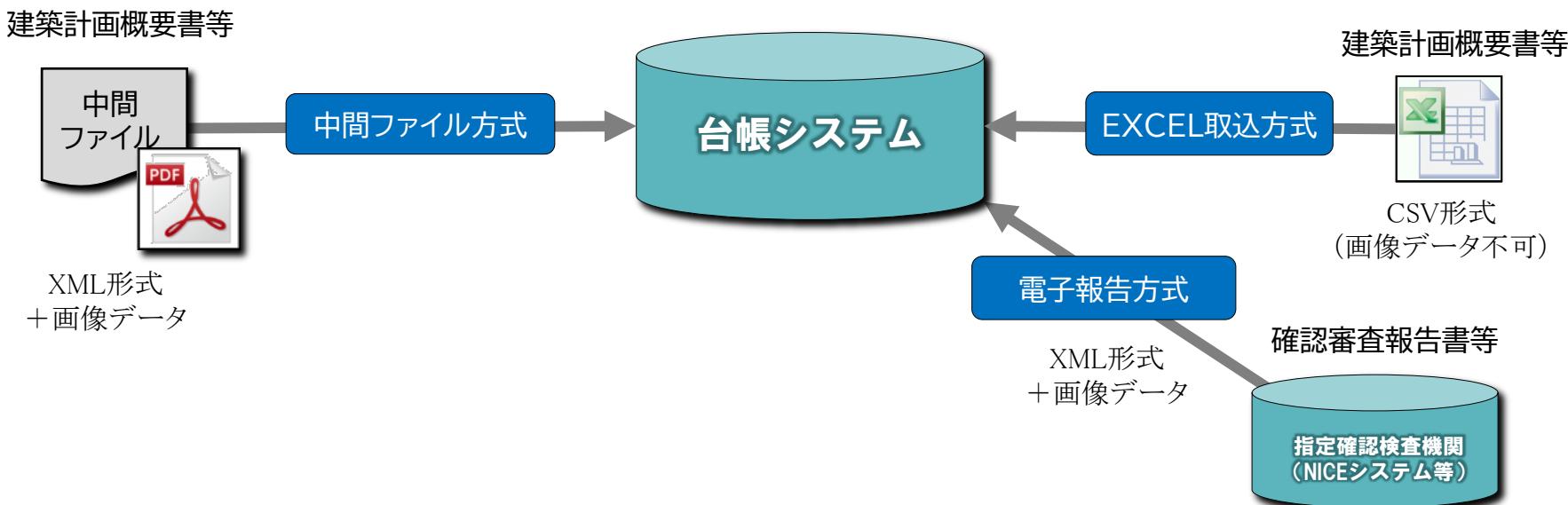


台帳登録閲覧システムへのデータ移行の概要

- 台帳登録閲覧システム（以下「台帳システム」）で、建築基準法第12条第8項に基づく台帳（以下「建築計画概要書等」）を一元管理する場合、一般に建築計画概要書等の既存データを台帳システムに引越しする必要があります。これを「データ移行」と呼んでいます。
- データ移行の実施手順は、「中間ファイル方式」「EXCEL取込方式」「電子報告方式」の3方式があります。



- 本資料では「中間ファイル方式」について詳述します。各方式の特長を次頁に示します。

データ移行 各方式の特長

方式名	中間ファイル方式	EXCEL取込方式	電子報告方式
費用	数百万円～	不要	不要
作業手順	<p>①中間ファイル作成委託 民間事業者に中間ファイルの作成を委託する。</p> <p>②PDFリネーム委託 PDF等のスキャナデータがある場合は、中間ファイルとの紐づけのためのファイル名リネームを民間事業者に合わせて委託する。</p> <p>③投入委託 作成した中間ファイル及びPDF等の台帳システムへの投入をICBAに委託する。</p>	<p>①ファイル加工 既存データの項目名、項目並び順などをEXCEL取込用のファイルフォーマットに合わせて加工する。</p> <p>②データ取込 加工したファイル(CSV形式)を台帳システムの「データ取込」メニューにより、1回当たり数10件程度ずつ取り込む。</p> <p>③PDF登録 PDF等のスキャナデータは1物件ずつ登録する(一括登録する場合は中間ファイル方式を併用する)。</p>	<p>①協力依頼 電子報告を実施している指定確認検査機関に協力依頼する。</p> <p>②電子報告実施 応諾した指定確認検査機関が電子報告を実施する。</p> <p>③報告受付 台帳システムの「報告受付(配信)」メニューにより到着したデータを登録する。このとき、受付日は登録した当日がセットされる。</p> <p>④受付日修正 受付日を、過去実際に受け付けた日に1物件ずつ修正して登録する。</p>
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・行政庁職員の作業負担が少ない ・ほぼすべての情報を移行できる 	<ul style="list-style-type: none"> ・予算措置が不要 	<ul style="list-style-type: none"> ・予算措置が不要 ・行政庁職員の作業負担が少ない
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・予算措置が必要 ・台帳システムのデータに各支所ごとに独立した受付番号・確認番号を振っている場合(都道府県・政令市等)は中間ファイル方式において各支所のID付与等、特段の措置が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政庁職員の作業負担が大きい ・確認申請書第四面以降が移行できない等の制約がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定確認検査機関の協力が必要 ・中間ファイル方式やEXCEL取込方式と併用した場合、同一物件の重複登録が発生しやすい
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・移行対象の件数総数が数千件以上の場合に有効な方式 ・住宅・建築物アスベスト改修事業の一環でデータ移行する場合、費用全額が国庫補助対象 	<ul style="list-style-type: none"> ・1回当たりの取込件数上限はないが、処理時間等の制約から数10件が一般的 ・移行対象の件数総数が数百件程度の場合に有効な方式 	<ul style="list-style-type: none"> ・民間確認の割合が高く、かつ少數の機関が圧倒的な確認件数のシェアを占める特定行政庁において有効な方式
関連資料	<p>本資料 ただし国庫補助関係資料は下記URL参照 https://www.icba.or.jp/kyoyodb/renrakukyogikai/01-18_soukai-shiryo.pdf (p28)</p>	https://www.icba.or.jp/kyoyodb/renkeishiyo.html#B2	https://www.icba.or.jp/denshishinsei/#a07

中間ファイル方式の全体構成

①中間ファイル作成

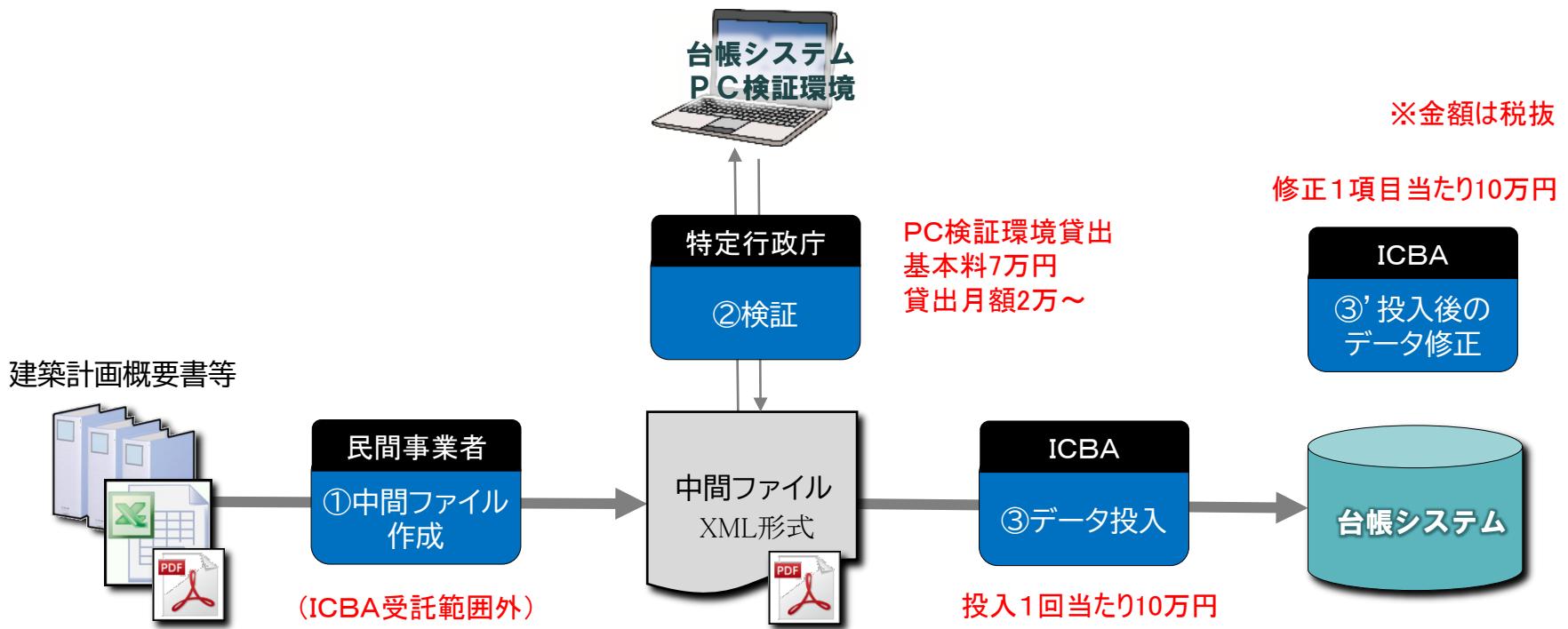
簿冊、テキストデータ(EXCEL、ACCESS、ファイルメーカー等)で保存された建築計画概要書等から中間ファイルを作成します。中間ファイルはXML形式です。PDFやTIFF等の画像データは、中間ファイルとの紐づけを考慮してファイル名をリネームします。

②検証

台帳システムPC検証環境に中間ファイルを投入し、投入結果に問題がないか、台帳記載事項証明書が正しく交付できるか等を事前に検証します。なお、ICBAでは②検証の実施を推奨しておりますが、必須ではありません。

③データ投入

台帳システムの本番環境にデータを投入します。



①中間ファイル作成

②中間ファイルの必要性

台帳システムに投入しようとするデータは、特定行政庁別、年代別で相当なばらつきがあります。台帳システム側の読み込み機能をこのようなデータに合わせて都度開発すると、特定行政庁の費用負担高額化に直結します。中間ファイルは台帳システム側の個別開発を不要とし、特定行政庁の費用負担低減のために必要となるものです。

③中間ファイルの作成方法

中間ファイルの自力作成は困難であり、一般に民間事業者に委託します。作成時の参考資料は下記のとおりです。

中間ファイル作成用参考資料



01_chukan_file_format.zip

中間ファイルの仕様を記述しています。仕様のうち、中間ファイル用の組織ID、機関種別、出先機関コードの値は特定行政庁固有の値(非公開)が決まっており、ICBAシステム課にお問い合わせください。なお、ICBA貸出PC検証環境の場合は、以下のとおりとします。

区分	中間ファイル用の組織ID	機関種別	出先機関コード
本庁・出先でデータを区別する場合(県・政令指定都市等)	90000000(固定)	41	ICBAシステム課指定
限定特定行政庁	90000000(固定)	42	00
上記以外の特定行政庁	90000000(固定)	41	00



02_chukan_file_xsd.zip

中間ファイル投入時のデータチェック仕様を記述しています。



03_中間ファイルサンプル.zip

建築物の確認申請2件、完了検査1件を格納しています。



04_データ移行の留意事項.pdf

中間ファイル仕様の制限事項やデータ移行の誤り例を記述しています。



05_中間ファイル投入手順書.xlsx

台帳登録閲覧システム(PC検証環境)への投入・確認手順、削除手順等を記述しています。

各資料は、<https://www.icba.or.jp/kyoyodb/#a4> 「台帳登録閲覧システムへのデータ移行関係資料 (ZIP)」に最新版が収録されています。各資料は様式改正等で変更となることがありますので、実施前に最新版をご参照ください。

②検証の方法

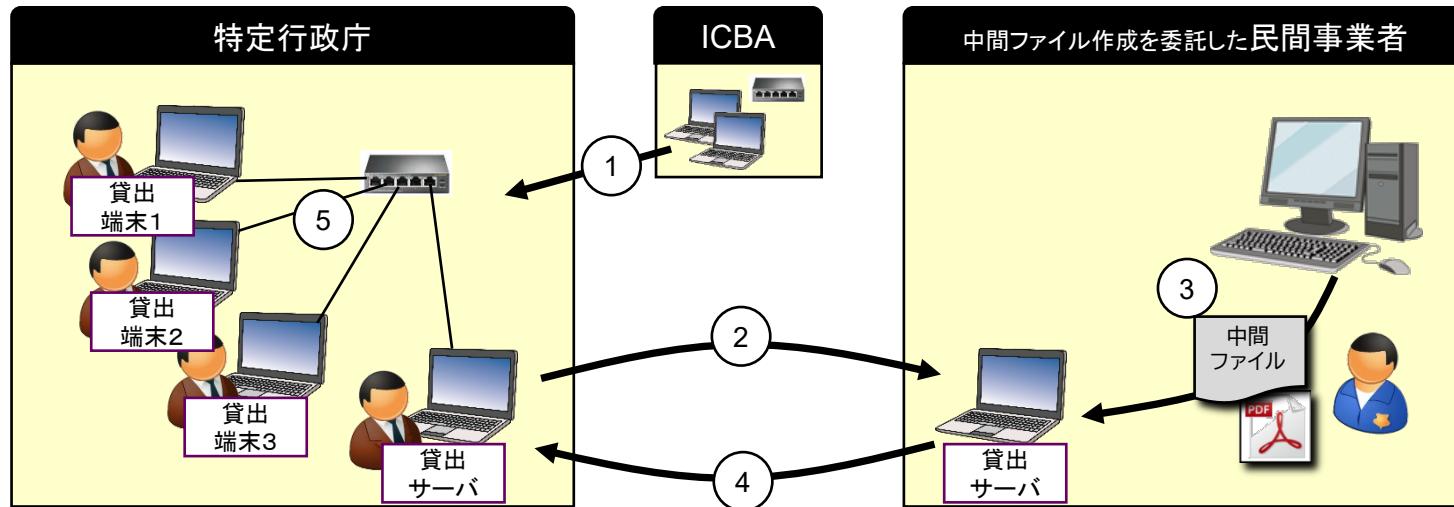
①検証の必要性

台帳システムには、データ移行においては好ましくない次のような特徴があります。

- ・同一物件であっても確認・計画変更・中間検査・完了検査が別々のデータで保存されていること
- ・確認申請 ⇄ 計画変更、確認申請 ⇄ 計画通知、行政確認 ⇄ 民間確認、建築物 ⇄ 工作物 ⇄ 昇降機の相互変更ができないこと
- ・建築計画概要書等で空欄となっている場合でも、空欄のまま移行することが許されない項目があること
- ・複数物件の一括修正、一括削除が利用者では行えず、ICBAでも相当な期間を要すること

このため、台帳システムの本番環境にデータ投入する前に、データ移行後の状態を十分検証いただく必要があります。

②検証作業のイメージ



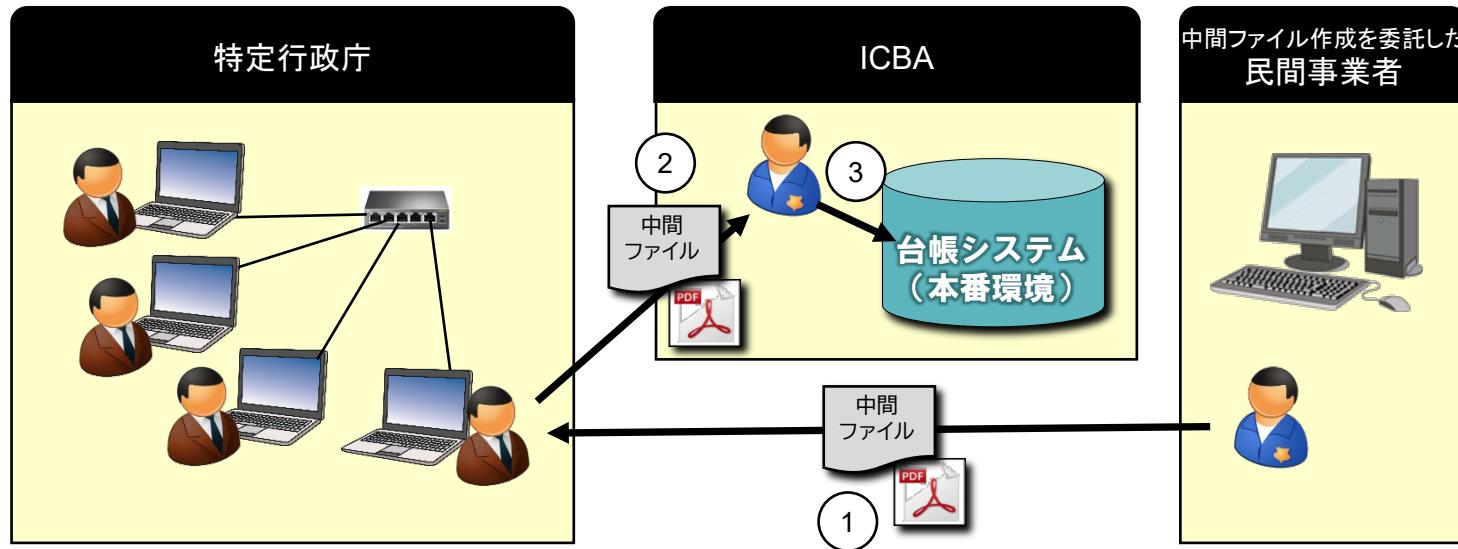
- ①特定行政庁のご要望に応じ、PC検証環境(ノートPCに構築した台帳システム)をICBAより貸し出します。
- ②特定行政庁は、PC検証環境のうち貸出サーバ(これもノートPCです)を、中間ファイル作成を委託した民間事業者に作業用に受け渡します。
- ③民間事業者は、貸出サーバに中間ファイルを投入します。投入に必要なソフトや説明書はICBAより提供します。民間事業者が特定行政庁に出向いて投入することも考えられます。
- ④中間ファイルを投入した貸出サーバを特定行政庁に戻します。
- ⑤特定行政庁で貸出サーバに端末を接続し、台帳システムを動かすことで、データが正しく引っ越しできているかを確認します。接続用のネットワーク機器もICBAより貸し出しますので、特定行政庁のインターネットへの接続は不要です。また、貸出サーバ1台につき端末は最大3台まで接続できます。

③データ投入

④データ投入の実施主体

完成した中間ファイルをクラウド上のサーバに反映させる作業(データ投入)は、情報セキュリティの観点から、ICBAが専属的に実施しています。民間事業者に中間ファイル作成を委託した場合も、データ投入についてはICBAにて対応させていただきます。

⑤データ投入のイメージ



①検証完了後、特定行政庁は民間事業者より中間ファイルの納品を受けます。

なお、台帳システムの本番環境に投入後、中間ファイルの修正が発生することもあり得ますので、貸し出した検証環境は中間ファイル納品と同時に返却せず、1か月程度存置されることをお勧めします。

②納品された中間ファイルの台帳システムへの投入をICBAに依頼します。

中間ファイルの運搬は、大容量ファイル転送サービス又はセキュリティ便(運搬費はICBA負担)を利用します。

③台帳システムへのデータ投入は、通常は夜間のメンテナンス時間(0:00~5:00)を利用して行います。データ件数が20万件程度までは一夜で完了するため、ICBAに投入を依頼後、数日内に特定行政庁の端末から投入結果を参照できるようになります。20万件程度を超える場合は土日にわたってシステムを停止するなどで対応することから、所要期間は数週間となる場合があります。

③' 投入後のデータ修正

④ 投入後のデータ修正の必要性

データ投入を実施後、例えば次のような不備が顕在化することも考えられます。

- ・大量の計画変更が当初確認申請として反映してしまった
- ・建築主が市長であるときは計画通知とすべき仕様を漏らしたため、確認申請として反映してしまった
- ・民間確認であることを確認済証番号で判断していたが、中間ファイル作成仕様からその判断ロジックが欠落したため、すべて行政確認として反映してしまった

このような場合、特定行政庁の職員が手作業で修復することは困難で、中間ファイル作成を委託した民間事業者は、もはや台帳システムの本番環境のデータにアクセスすることはできません。

そこで、データ投入後のデータ修正（条件に合致したデータを一括して修正）をICBAに委託することを検討しておく必要があります。

⑤ 投入後のデータ修正の手順

- ①修正すべき物件の絞り込み条件（例えば受付番号に「民」の文字が含まれる等）と、修正対象となる項目名、修正方法をICBAにご連絡いただきます。単純な条件で表現できないときは、修正対象物件のリストを作成いただきます。
- ②ICBAにて修正のためのプログラムを作成します。その際、必要に応じて打合せをお願いする場合があります。
- ③修正のためのプログラムを実行し、その結果をご確認いただいてデータ修正が完了します。

⑥ 参考

投入後のデータ修正は、中間ファイル作成段階の修正と比較し、特定行政庁側の作業負担と所要期間が数倍となります。

データ修正箇所が多数にわたる場合は、一旦投入したデータを反故とし、民間事業者に中間ファイルの修正・納品を求めてデータ投入を再度実施するほうが合理的な場合もあります。

中間ファイル方式のコスト

業務内容	詳細	単価（税抜）	単位	委託先	備考
中間ファイル作成	XML形式のファイル作成 PDFファイルのリネーム	ICBA受託範囲外		民間事業者	通常は数百万円オーダー
PC検証環境貸出	ノートPC貸出 15inch corei7 SSD500GB Windows10	サーバ機基本料	70,000	円/1台当り	ICBA
		サーバ機利用料	20,000	円/1台当り月額	ICBA
	ノートPC貸出 スペックはサーバと同等	端末利用料 (オプション)	10,000	円/1台当り月額	ICBA
データ投入	中間ファイルの本番環境への投入	100,000	円/1回当り	ICBA	
投入後のデータ修正	本番環境のデータの一括修正	100,000	円/1項目当り	ICBA	

費用算定例（中間ファイル作成費を除く）

業務内容	数量	費用算定	税抜金額(円)
PC検証環境貸出	サーバ2台・端末2台 8か月利用	サーバ 70,000×2台 =140,000 20,000×2台×8か月 =320,000 端末 10,000×2台×8か月 =160,000	620,000
データ投入	2回に分けて投入	100,000×2回	200,000
投入後のデータ修正	5項目修正見込み	100,000×5項目	500,000
合計			1,320,000

お問い合わせ

mail dbinfo@icba.or.jp

技術的事項に関するご質問 システム課（秋田、淡路） TEL03-5225-7705

利用手続に関するご質問 契約管理課（海野、目黒） TEL03-5225-7703